



**お取引先様**

**部品・材料含有化学物質管理基準書**

**Ver.1.00**

**Dynabook株式会社**

# 目次

<b>第1章 部品・材料含有化学物質調査</b> .....	2
1. 目的 .....	2
2. 適用範囲 .....	2
3. 用語の定義 .....	3
4. Dynabook 化学物質管理区分 .....	4
5. 提出書類 .....	5
提出書類一覧 .....	5
<b>第2章 調査対象化学物質と基準</b> .....	6
1. 調査対象化学物質一覧 .....	6
1) 全面的使用禁止物質 .....	6
2) 条件付使用禁止物質 .....	7
3) 使用禁止候補物質 .....	8
4) 管理物質 .....	9
2. 使用禁止物質に対する基準一覧 .....	10
1) 全面的使用禁止物質 .....	10
2) 条件付使用禁止物質 .....	13
3) 使用禁止候補物質 .....	24
3. 主な参照法令一覧 .....	26

## 第1章 部品・材料含有化学物質調査

### 1. 目的

Dynabook株式会社（グループ会社を含む。以下、Dynabookという）では、製品廃棄時の環境保全性の確保及びユーザーの安全性確保のため、お取引先様とともに環境保全活動に積極的なグリーン調達を推進しています。

グリーン調達は、お取引先様全体の環境保全に対する取り組みを評価する「グリーン監査」と、お取引先様から購入する部品・材料（素材、汎用部品、完成品・半完成品、副資材など）の環境負荷低減について評価する「納入品評価」で行います。

この基準書は、「納入品評価」における製品含有化学物質に関する基準やその調査方法をお取引先様に示し、法令順守はもとより、環境負荷の低減やユーザーの安全性確保を目的にしています。

納入品評価は、原則として「環境関連物質使用／不使用宣言書」、「EU-REACH SVHC含有調査書」の2種類で行います。ただし、新規法規制の発生や法規制の改定により、別途調査を追加実施する場合があります。

調査	説明	備考
環境関連物質使用／不使用宣言書	Dynabook 禁止物質の含有状況を提出いただく Dynabook 所定の書類。	以下の Dynabook の Web に掲載。 <a href="https://dynabook.com/pc/env/green/index.html">https://dynabook.com/pc/env/green/index.html</a>
EU-REACH SVHC 含有調査書	Dynabookに納入いただく製品・半製品・部品・材料に含まれる EU-REACH SVHC の含有状況を提出いただく Dynabook 所定の書類。	お取引先様にのみ公開。 回答方法は「EU-REACH SVHC 含有調査書」に記載しています。

### 2. 適用範囲

本調査は、Dynabookが出荷する全ての製品<sup>1</sup>（以下、Dynabook製品という）、Dynabook製品に使用する全ての部品・材料、及びそれらの包装材<sup>2</sup>に適用します。具体的には、以下のものを対象とします。

- 1) Dynabook 製品に組み込まれる部品、材料、ユニット
- 2) 生産に使用し、Dynabook 製品に含有される副資材（はんだ、オイル、グリス、テープ、マーキングインクマーカーペン等）
- 3) 販売用に購入する完成品、オプション、サプライ品等
- 4) Dynabook 製品に同梱する印刷物や付属品（取扱説明書、ケーブル類、リモコンなど）  
〔Dynabook 製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外〕
- 5) Dynabook 製品を梱包する包装材<sup>2</sup>

6) 部品・材料等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材<sup>2</sup>

※ 6) の包装材は、「含有化学物質報告書」と「含有量調査」で各々調査対象外を設定していません。詳細は、5. 提出書類 1) 提出書類一覧の「備考」をご参照ください。

以下の部品・材料は、調査対象化学物質を含有する場合がありますので、十分な確認をお願いします。

- ・ グリス等の潤滑剤
- ・ 樹脂材料の難燃剤
- ・ リード線被覆のポリ塩化ビニルや難燃剤、安定剤
- ・ 接点の電氣的潤滑等を目的とした特別な金属類（合金）

<sup>1</sup> Dynabookグループ間の出荷製品を含みます。

<sup>2</sup> 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として製品を使用し始めると同時に不要となるもの。包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。

[例] ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステープル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ。

### 3. 用語の定義

化学物質	天然に存在するか、又は任意の製造過程において得られる元素及びその化合物をいいます。（JISZ7201）
混合物	2つ以上の化学物質を混合したものをいいます。（JISZ7201） （注記）混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、樹脂ペレット等があります。
成形品	製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているものをいいます。（JISZ7201） （注記）成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機械等があります。
含有	化学物質が、製品、部品・材料、及びそれらに使用される材料に含まれていることをいいます。意図的添加、非意図的添加（不純物、製造工程や輸送工程等における残留、付着、汚染等を含む）を問わず、当該化学物質の含有率がDynabook基準値（閾値）を上回る場合は含有とみなします。
意図的添加	部品・材料に特定の性能を持たせるための添加をいいます。例えば、鉄板の防錆処理用の六価クロム、プラスチックキャビネットの難燃性付加のための臭素系難燃剤等があります。
不純物	天然素材中に含有され材料の精製過程で技術的に除去しきれない物質、合成反応の過程で生じた技術的に除去しきれない物質、及びリサイクル材料の中に意図せず含まれる物質をいいます。
均質材料	機械的に異なる材料に分離できない材料をいいます。機械的に分離とは、ビス外し、切断、粉碎、研削、研磨などの機械的な作業で分離することをいいます。均質材料の例として、プラスチック、セラミック、ガラス、金属、合金、紙、コーティング等があります。 * 塗装、メッキ、化成処理された材料は分離できるため均質材料ではありません。
納入禁止日	Dynabookへの納入を禁止する日をいいます。 ・ 即日…即日納入を禁止すること。 ・ （日付指定：○年○月○日）…指定日以降の納入を禁止すること。
RoHS RoHS指令	EU RoHS 指令2011/65/EU及び関連修正指令をいいます。

#### 4. Dynabook 化学物質管理区分

Dynabook が購入する部品・材料に含有する化学物質を、下表のとおり、Dynabook 使用禁止物質（全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質）、使用禁止候補物質及び管理物質に区分して管理します。

化学物質 管理区分	説明	備考
1) 全面的使用 禁止物質	如何なる用途にも使用できない物質。含有していれば即刻廃止してください。Dynabookでは、この物質を含む部品・材料を、原則として購入いたしません。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への含有が現在規制されている、又は将来規制が見込まれる物質。</li> <li>• 環境荷が高いことが周知で、かつ代替物質が存在するため、世の中の動向に先行して Dynabook が独自に規制する物質。</li> </ul>
2) 条件付使用 禁止物質	Dynabookが認めた用途（除外用途）に限定して使用できる物質。除外対象については管理物質として扱います。	
3) 使用禁止候補物質	上記の1)または2)の使用禁止物質の候補となる物質。含有していれば、代替化を推進してください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の法規制等において、近い将来に使用禁止が見込まれている物質。</li> <li>• 法規制等において、閾値や禁止日、規制用途（除外用途）等が決定されていない為、現時点で Dynabook 使用禁止物質として明記できないが、法規制等の動向を踏まえて今後 Dynabook が使用禁止にする物質。</li> <li>• 法規制等が確定されるタイミングによっては、Dynabook 使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあるので、含有している場合は代替化の推進が必要となる物質。</li> </ul>
4) 管理物質	当該物質の含有有無、含有量等の把握を必要とする物質。	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外の法規制や環境ラベル等において、製品への使用状況情報の開示が求められている、又は将来見込まれる物質。</li> <li>• 顧客から製品への使用状況情報の開示を求められる、又は求められる可能性のある物質。</li> <li>• Dynabook 使用禁止物質に該当しない調査対象化学物質は、すべて管理物質に該当します。</li> </ul>

## 5. 提出書類

### 提出書類一覧

ご提出いただく書類及びその提出様式等については、下表のとおりです。

書類	様式	提出方法	調査対象化学物質 <sup>3</sup>	備考
含有化学物質報告書	環境関連物質使用/不使用宣言書 <sup>4</sup>	新規採用、および含有物質に影響を与える部品変更時に依頼元に提出。	以下のDynabook使用禁止物質のうち含有のリスクが高いもの。 - 全面的使用禁止物質 - 条件付使用禁止物質 - 使用禁止候補物質 及び、管理物質のうち含有確認が必要と判断したもの。	包装材の適用範囲について、 ・部品・材料を納入いただく際の包装材も調査対象。 ・ただし、Dynabookの拠点 <sup>5</sup> 等で廃棄されることが明らかで、部品・材料に対象物質の移行・混入の恐れが無い包装材は調査対象外。
含有量調査	EU-REACH SVHC含有調査回答フォーム	資材部門からの調査依頼に対し、当社フォーマットに記載して依頼元に提出。	EU-REACH規則で規定されたSVHC（高懸念物質）。	-
RoHS対象物質の分析データ等	実測定データ（RoHS適合が確認できる資料であれば代用可能 <sup>6</sup> ）	新規採用の部品・材料の仕様書に添付して提出。	RoHS対象10物質（鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB、PBDE、DEHP、DBP、BBP、DIBP）。	-

<sup>3</sup> 調査対象化学物質は、法規制の動向、顧客要求などにより、変更・追加することがあります。

<sup>4</sup> 環境関連物質使用/不使用宣言書は、Dynabookグリーン調達ホームページ (<https://dynabook.com/pc/env/green/index.html>) に掲載。

<sup>5</sup> 拠点とは、Dynabookの国内海外の工場及びサービス拠点などを指します。

<sup>6</sup> Dynabookグリーン調達ホームページ (<https://dynabook.com/pc/env/green/index.html>) をご参照ください。

## 第2章 調査対象化学物質と基準

### 1. 調査対象化学物質一覧

Dynabookが購入する部品・材料に含有する化学物質について、全面的使用禁止物質、条件付使用禁止物質、使用禁止候補物質、管理物質の4区分で管理します。<sup>7</sup>

#### 1) 全面的使用禁止物質

表2-1-1に示す物質をDynabookの全面的使用禁止物質とします。含有していれば即刻廃止してください。Dynabookでは、全面的使用禁止物質を含む部品・材料は、原則として購入いたしません。

表 2-1-1. 全面的使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	基準（値）
ROHS 無 化学物質	1	六価クロム化合物	表 2-2-1 参照
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB 類）	
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類）	
その他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	
	5	三置換有機スズ化合物	
	6	ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類）および特定代替物質	
	7	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が 1~8 が対象）	
	8	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数 10~13）	
	9	アスベスト類	
	10	ポリ塩化ターフェニル類（PCT 類）	
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	
	13	塩化コバルト	
	14	ジメチルフマレート	
	15	アルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩，耐火セラミック繊維	
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	
	19	炭素数が 9 から 14 のパーフルオロカルボン酸（C9-C14 PFCAs）とその塩および C9-C14 PFCA 関連物質	
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩および PFHxS 関連物質	
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩および PFOS 関連物質	
	22	デクロランプラス並びにその syn-異性体及び anti-異性体	
	23	オゾン層破壊物質	

<sup>7</sup> 化学物質管理区分については、第 1 章「4.Dynabook化学物質管理区分」をご参照ください。

2) 条件付使用禁止物質

表 2-1-2 に示す物質をDynabookの条件付使用禁止物質とします。

表中の除外対象用途における使用のみを認め、除外対象については管理物質として扱います。

表 2-1-2. 条件付使用禁止物質

区分	No.	物質(群)名	除外対象
RoHS 関連 物質	1	カドミウム/カドミウム化合物	表2-2-2-1 参照
	2	鉛/鉛化合物	
	3	水銀/水銀化合物	
	4	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)(DEHP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP) <sup>8</sup>	
その他	5	ベリリウム及びその化合物	表2-2-2-2 参照
	6	アゾ染料・顔料	
	7	ポリ塩化ビニル(PVC)およびそのコポリマー <sup>9</sup>	
	8	RoHS関連のフタル酸エステル類4物質以外のフタル酸エステル類	
	9	放射性物質	
	10	フッ素系温室効果ガス(HFC,PFC,SF6)	
	11	ホルムアルデヒド	
	12	過塩素酸塩	
	13	ニッケル及びその化合物	
	14	ヒ素及びその化合物	
	15	ホウ酸	
	16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和物	
	17	ジオクチルスズ化合物(DOT)	
	18	パーフルオロオクタタン酸(PFOA)とその塩およびPFOA関連物質	
	19	塩素系難燃剤	
	20	ハロゲン化合物(ハロゲン系難燃剤等)	
	21	リン酸トリス(2-クロロエチル)(TCEP)	
	22	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル)(TCPP)	
	23	リン酸トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)(TDCPP)	
	24	多環芳香族炭化水素(PAH) <sup>10</sup>	
	25	赤リン <sup>11</sup>	
	26	リン酸イソプロピルフェニル(PIP(3:1))	
	27	ペルククロブタ-1,3-ジエン(HCBD)	
	28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール(2,4,6-TTBP)	
	29	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール(ビスフェノールA)	
	30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン(ビスフェノールS)	
	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	
	32	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質	
	33	MOAH(1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	34	MOAH(3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)	
	35	MOSH(16個以上35個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)	

<sup>8</sup> 4種のフタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP、DIBP)は、主に軟質樹脂の可塑剤として使用されており、接触により他の成形品から移動する性質(移行性)を持ちます。包装材から部品・材料への移行の可能性があるため、部品・材料を納入いただく際の包装材も同様の基準で判断いただきご報告ください。

<sup>9</sup> 「環境関連物質使用/不使用宣言書」で含有状況を報告ください。

<sup>10</sup> CAS RN<sup>®</sup>が次のものが対象です。(50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3)

<sup>11</sup> 「環境関連物質使用/不使用宣言書」で含有状況を報告ください。

3) 使用禁止候補物質

表 2-1-3 に示す物質をDynabookの使用禁止候補物質とします。

上記の 1)全面的使用禁止物質 または 2)条件付使用禁止物質 の候補となる物質です。法規制等の動向を踏まえて今後Dynabookで使用禁止にします。含有していれば、代替化を推進してください。

表 2-1-3. 使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	基準（値）
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン（DBDPE）	表 2-2-3 参照
2	テトラブロモビスフェノール A（TBBPA）	
3	中鎖塩素化パラフィン（MCCPs、C14-17、塩素化率 45wt%以上）	
4	炭素数が 15 から 21 のパーフルオロカルボン酸（C15-C21 PFCAs）とその塩および C15-C21 PFCA 関連物質	
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
6	上記 No.5 以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）	
7	ビスフェノール類（ビスフェノール A、ビスフェノールS は除く） <sup>12</sup>	

<sup>12</sup> ビスフェノールA、ビスフェノールS は、条件付使用禁止物質（表 2-1-2. No.29、30）です。

4) 管理物質

管理物質は、Dynabook使用禁止物質に該当しない、「chemSHERPA 管理対象基準（表 2-1-4）」に該当するすべての化学物質（群）が該当します。削減もしくは代替化をお願いします。

表 2-1-4. chem SHERPA 管理対象基準

管理対象基準ID	対象とする法規制及び業界基準
LR01	日本化審法第一種特定化学物質
LR02	米国有害物質規制法（Toxic Substances Control Act : TSCA）使用禁止または制限の対象物質（第6条）
LR03	EU ELV 指令 2000/53/EC
LR04	EU RoHS 指令（EU）2015/863 ANNEX II
LR05	EU POPs規則（EU）2023/1608 ANNEX I
LR06	EUREACH規則（EC）No1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation（認可対象候補物質）および ANNEXIV（認可対象物質）
LR07	EU REACH規則（EU）2024/1328 ANNEX XVII（制限対象物質）
LR08	EU医療機器規則（MDR）（EU）No 2017/745 Annex10.4 化学物質
LR09	China RoHS規則（中国）電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
IC01	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)
IC02	IEC62474DB Declarable substance groups and declarable substances

## 2. 使用禁止物質に対する基準一覧

### 1) 全面的使用禁止物質

表 2-2-1. 全面的使用禁止物質の基準 (値)

区分	No.	物質 (群) 名	用途	基準 (値)	全廃時期
RoHS関連化学物質	1	六価クロム化合物	①プラスチック(ゴムを含む)に用いる顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③メッキ防錆処理 ④電池 ⑤触媒等すべての用途 ⑥皮膚に接触する皮革製品/部品 ⑦包装材料・包装部品	1000ppm以下の含有であること。  皮革の合計乾燥重量あたり3ppm未満であること。  表2-2-4を参照。	即時
	2	ポリ臭化ビフェニル (PBB) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途	1000ppm以下の含有であること。	即時
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) 類	①プラスチックの難燃剤などすべての用途。	下記の(1)及び(2)を満たすこと。 (1) 全部品・材料において、1000ppm以下の含有であること。 (2) EURoHS指令の規制対象製品以外に使用される部品・材料において、成形品質量中または混合物中、500ppm未満の含有であること。	即時
その他	4	トリブチルスズ=オキシド (TBTO)	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	5	三置換有機スズ化合物	①塗料、インク、防腐剤、カビ防止剤などすべての用途。	意図的に添加せず、かつスズ元素として1000ppm以下の含有であること。	即時
	6	ポリ塩化ビフェニル (PCB) 類及び特定代替物質	①絶縁油、潤滑油などすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	7	ポリ塩化ナフタレン	①潤滑油、塗料などすべての用途。	意図的に添加しないこと。(塩素数が1~8)	即時
	8	短鎖塩素化パラフィン (SCCP) (炭素数10~13)	①顔料、塗料、インク、潤滑剤、可塑剤などすべての用途。	意図的に添加せず、かつ成形品質量中1000ppm未満の含有であること。	即時
	9	アスベスト類	①絶縁材、充填剤などすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	10	ポリ塩化ターフェニル (PCT)類	①すべての用途。	意図的に添加せず、かつ50ppm以下の含有であること。	即時

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	①すべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	①すべての用途。	意図的に添加せず、かつ100ppm以下の含有であること。	即時
	13	塩化コバルト	①すべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	14	ジメチルフマレート	①すべての用途。	意図的に添加せず、かつ0.1ppm以下の含有であること。	即時
	15	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	①すべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	①すべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	①すべての用途。	スズの元素として、材料中の1000ppm以下の含有であること。	即時
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	①すべての用途。	1wt%以下の含有であること。	即時
	19	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸（C9-C14PFCA）とその塩およびC9-C14PFCA関連物質	①すべての用途。	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと。 (1) C9-C14PFCAとその塩の場合、C9-C14PFCAとその塩の合計で、25ppb(0.025ppm)未満であること。 (2) C9-C14PFCA関連物質の場合、C9-C14PFCA関連物質の合計で、260ppb(0.26ppm)未満であること。	即時
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩およびPFHxS関連物質	①すべての用途。	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと。 (1) PFHxSとその塩の場合、PFHxSとその塩の合計で、0.0000025%（25ppb）以下であること。 (2) PFHxS関連物質の場合、PFHxS関連物質の合計で、0.0001%（100ppb）以下であること。	即時

区分	No.	物質（群）名	用途	基準（値）	全廃時期
その他	21	パーフルオロオクタ ンスルホン酸 （PFOS）とその塩 およびPFOS関連物 質	①すべての用途。	成形品質量中または混合物中にお いて、下記(1)及び(2)を満たす。 (1) PFOSとその塩の場合、 0.0000025%(25ppb)以下であ ること。 (2) PFOS関連物質の場合、PFOS 関連物質の合計で、 0.0001%(1000ppb)以下である こと。	即時
	22	デクロランプラス並 びにそのsyn-異性体 及びanti-異性体	①すべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	23	オゾン層破壊物質	①すべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時

2) 条件付使用禁止物質

RoHS 関連化学物質については、下記の考え方に基づいて、納入禁止日を設定しています。

<EU RoHS 指令の適用除外期限に対するDynabookへの納入禁止日の考え方>

- 1) 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。  
例) RoHS 指令の適用除外期限が「2025年7月21日」の場合、Dynabookへの納入禁止日は「2025年1月21日」
- 2) 当管理基準書発行以降に法規制の適用除外期限が変更になった場合は、原則として変更になった期限の半年前をDynabookの納入禁止日といたします。
- 3) 当管理基準書発行時点の EU RoHS 指令の適用除外期限の情報に基づいています。

表 2-2-2-1. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準 (値) (RoHS 関連化学物質)

No.	物質(群)名	用途	RoHS 除外 <sup>13</sup>	基準 (値)	納入禁止日
1	使用禁止	①プラスチック (ゴムを含む) に用いる安定剤、顔料、染料 ②顔料、塗料、インク ③表面処理 (メッキ等) コーティング ④小型蛍光灯、直管蛍光灯 ⑤管理区分以外のすべての用途	-	100ppm 以下の含有であること。	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表2-2-4を参照。	
	管理	①下記の電気接点に使用 (a) 回路ブレーカ (b) 熱感知制御 (c) サーマルモーター・プロテクタ (密封型サーマルモーター・プロテクタを除く) (d) 下記定格のACスイッチ AC250V以上において6A以上、またはAC125V以上において12A以上 (e) DC18V以上において20A以上の定格のDCスイッチ (f) 200Hz以上の電圧源周波数において使用するスイッチ	8(b)-I		(EU適用除外更新審議中) <sup>14</sup>
		②ストライキング光学フィルターガラス。ただし、EU RoHS 指令 附属書 III の項目 39 に該当する用途は除く。	13(b)-(II)	-	
		③光学用途に使われる白色ガラスに使用。	13(b)-(III)	-	
		④上記①～③以外の EU RoHS 指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている。	-	-	※ <sup>15</sup>
⑤電池	-	EU電池規則に従うこと。			

<sup>13</sup> RoHS 指令 Annex III の除外用途のNo.を示します。

<sup>14</sup> EU で適用除外の延長申請が受けられ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。

<sup>15</sup> 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
2	鉛及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック（ゴムを含む）に用いる安定剤、顔料、染料（ACアダプター、電源コード、接続コード等） ②顔料、塗料、インク ③ balancer用ウエイト ④はんだ（実装用はんだ、端子メッキ等） ⑤12歳以下の子供用製品に、外装部品あたり0.01wt%以上使用されている。 ⑥おもちゃ用途の部品・材料で、塗装などの表面処理層単位あたり0.009%以上使用されている。 ⑦管理区分以外のすべての用途	-	下記以下の含有であること。 ①樹脂中: 300ppm ②その他: 1000ppm	即時
		⑧包装材料・包装部品	-	表2-2-4を参照	
	管理	①高融点はんだ（鉛が85wt%以上のはんだ）に使用。	7(a)	-	(EU適用除外更新審議中) <sup>14</sup>
		②電気電子部品中のコンデンサ内の誘電体セラミック以外のガラス中またはセラミック中（例圧電素子）に、もしくは、ガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に使用。	7(c)-I	-	
		③蛍光管のガラス（0.2wt%まで）に使用。	5(b)	-	
		④合金成分に含有している。 (a)機械加工用途の鋼材中0.35wt%未満。 (b)機械加工用途のアルミ材中0.4wt%未満。 (c)銅材中4wt%未満。	6(a)-I 6(b)-II 6(c)	- - -	
		⑤下記基準の少なくとも一つが当てはまる場合の集積回路パッケージ（フリップチップ）内部における半導体ダイとキャリア間の確実な電気接続のために必要なはんだに使用。 (a) 90ナノメートル半導体テクノロジーノード以上の大きさ。 (b) いくつもの半導体テクノロジーノードにおいても単一ダイサイズが300mm <sup>2</sup> 以上。 (c) 300mm <sup>2</sup> 以上のダイ、または300mm <sup>2</sup> 以上のシリコンのインターポーザーを有するスタック型ダイパッケージ。	15(a)	-	
		⑥光学用途に使われる白色ガラスに使用。	13(a)	-	
		⑦イオン着色された光学フィルターガラスに使用。	13(b)-(I)	-	
		⑧反射標準物質用のグレーズに使用。	13(b)-(III)	-	
		⑨AC125V又はDC250V又はそれ以上の定格電圧のキャパシターに使用する誘電セラミック中に使用。	7(c)-II	-	
		⑩上記①～⑨以外のEU RoHS指令で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている。	-	-	
	⑪電池	-	EU電池規則に従うこと。		

<sup>16</sup> 原則として、RoHS 適用除外期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。

No.	物質 (群)名	用途	RoHS 除外	基準 (値)	納入禁止日
3	水銀及びその化合物				
	使用 禁止	①プラスチック (ゴムを含む) に用いる顔料、染料、添加剤 ②顔料、塗料、インク ③水銀電池 ④水銀用いたりレー、スイッチ、センサー ⑤管理区分以外のすべての用途	-	1000ppm以下 の含有である こと。	即時
		⑥包装材料・包装部品	-	表 2-2-4を参 照。	
	管理	①ハロゲン化金属ランプ (MH) 中に使用されている。	4(e)	-	2026年 8月24日
		②上記以外のその他の特殊用途放電ランプ中に使用 されている。	4(f)-I	-	(EU適用 除外更新 審議中) <sup>17</sup>
		③2000ANSIルーメン以上の出力が必要なプロジェクターに使 用される高圧水銀蒸気ランプ中の水銀。	4(f)-II	-	2026年 8月24日
		④紫外スペクトルの光を放射するランプ中の水銀。	4(f)-IV	-	
		⑤上記①～④以外のEU RoHS指令で定められた適 用除外用途に使用されており、採用部門の許可を 得ている。	-	-	
	⑥電池	-	EU電池規則 に従うこと。	-	
	4	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル) (DEHP)、フタル酸ジブチル (DBP)、フタル酸ブチルベンジル (BBP)、フタル酸ジイソブチル (DIBP)			
使用 禁止		①「EU RoHS指令の規制対象外」または「玩具また は育児用」の製品に使用される部品・材料。	-	①4物質合計で 1000ppm以下 の含有である こと。 ②DEHP、DBP、 BBP、DIBP が、個々に 1000ppm以下 の含有である こと。	即時
		②上記①以外のすべての用途 「EU RoHS指令の規制対象」且つ「玩具または育児 用以外」の製品に使用される部品・材料。			
管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-	-	

<sup>17</sup> EU で適用除外の延長申請が受けられ、当管理基準書発行時点で審議中。審議中の当適用除外は有効。期限が決定された場合は、その期限の半年前をDynabookへの納入禁止日とします。

表 2-2-2-2. 条件付使用禁止物質の除外用途及び基準（値）〔その他〕

No.	物質(群)名	用途	基準（値）	全廃時期
5	ベリリウム及びその化合物			
	使用禁止	①酸化ベリリウムを使用。 ②“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	管理	①合金、セラミック、ガラス、半導体への使用。	-	-
6	アゾ染料・顔料			
	使用禁止	①人体に持続的に触れることを前提に作られた製品*の人体接触部分で、分解によりアミンが発生する可能性があるもの。 ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう。	分解により発がん性アミンが30ppmを超えて発生しないこと。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの（人体に持続的に触れない部位に使用するもの）。	-	-
7	ポリ塩化ビニル（PVC）及びそのコポリマー			
	使用禁止	①部品・材料等の納入者が部品・材料等の輸送・保護に用いる包装材、及びDynabook製品梱包用の包装材料・部品。	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①電線の絶縁被覆など“使用禁止区分”以外のもの。	-	-
8	RoHS関連のフタル酸エステル4物質以外のフタル酸エステル類			
	使用禁止	①子供の口に入る玩具または育児製品に使用される部品・材料に、フタル酸ジisonil：DINP、フタル酸ジisonデシル：DIDP、フタル酸ジ-n-オクチル：DNOPが使用されている。	3物質合計で1000ppm以下の含有であること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-
9	放射性物質			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①電子レンジのマグネトロンに使用されるトリウム。 ②液晶プロジェクターの電球に使用されるクリプトン85。	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
10	フッ素系温室効果ガス (HFC、PFC、SF6)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①冷媒・断熱材としてHFCが使用されていて、EUFガス規則 (2024/573) で設定の製品やGWP (地球温暖化係数) 毎の条件、期日を満たしている。	-	-
11	ホルムアルデヒド			
	使用禁止	①木製部品への使用。 ②人体に持続的に触れることを前提に作られた製品※ の人体接触部分における繊維部品への使用。  ※人体に持続的に触れることを前提に作られた製品とは、電気カーペット、電気毛布、イヤホン、ヘッドホン、ストラップ等をいう。	①気中濃度が10m <sup>3</sup> 以上の気密試験室で0.1ppm(チャンバー法)以下であること。 ②"有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則"(75ppm以下)に準ずること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-
12	過塩素酸塩			
	使用禁止	①“管理区分”以外の電池への用途。	電池に意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①電池あたりの質量比が6ppb以上の含有である。 ②電池あたりの質量比が6ppb未満の含有である。	-	-
13	ニッケル及びその化合物			
	使用禁止	①長時間皮膚に接触するもの。例：メガネや時計 (の皮膚に直接触れる装飾やネジのメッキ)	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-
14	ヒ素及びその化合物			
	使用禁止	①五酸化二ヒ素を使用している。 ②“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	管理	①液晶プロジェクターのランプのガラスに使用されている(三酸化二ヒ素)。 ②除外対象部品に使用されている。(除外対象部品：半導体・感光剤・マグネットフィルター・銅箔・電池)	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
15	ホウ酸			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、 四ホウ酸二ナトリウム水和物			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
17	ジオクチルスズ化合物 (DOT)			
	使用禁止	①2液型室温硬化型成型材キット。 (RTV-2成型材キット)	スズの元素として、材料中の1000ppm以下の含有であること。	即時
18	パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩およびPFOA関連物質			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	成形品質量中または混合物中において、下記(1)及び(2)を満たすこと。 <sup>18</sup> (1)PFOA (塩を含む)の場合、25ppb以下であること。 (2)1つまたは複数のPFOA関連物質の組み合わせの場合、濃度合計が、1000ppb (1ppm) 以下であること。	即時
18	管理			
	管理	①半導体用フォト・リソグラフィ工程またはコンパウンド半導体用のエッチング工程で使用されている。 ②フィルム、紙、あるいは、印刷版に用いるフォト用コートに使用されている ③上記以外のEUPOPs規則附属書IPartAで定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている。	-	-

<sup>18</sup> CAS RN® が次のものの総計とする。335-67-1、3825-26-1、335-95-5、2395-00-8、335-93-3、335-66-0、376-27-2、3108-24-5

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
19	塩素系難燃剤			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	-
	管理	①代替困難であり、Dynabookの採用決定部門に許可を得ている。	-	-
20	ハロゲン化合物 (ハロゲン系難燃剤等)			
	使用禁止	①100cm <sup>2</sup> 超のスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体及びスタンドに使用されている。	均質材料中のすべてのハロゲン元素の合計が、0.1wt%以下の含有であること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。 ②“使用禁止区分”に該当するが、仕向地限定の製品に採用されるものであり、Dynabookの採用決定部門に許可を得ている。	-	-
21	リン酸トリス (2-クロロエチル) (TCEP)			
	使用禁止	①「子供 (12歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている。 ②管理区分以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	管理	①自動車部品またはその交換部品に使用されている。 ②商用建造物または住宅用建築物の難燃剤または配線類に使用されている。 ③デスクトップ・ラップトップコンピューター、音声・映像機器、計算機、無線電話、ゲームコンソール、対話型ソフトウェアとのアクセスに使用されるスクリーンが組み込まれた携帯端末とそれらの周辺機器、およびケーブルやアダプターなどの接続装置に使用されている。 ④保存メディア (CD、コンピューターゲームなどのインタラクティブソフトウェア) に使用されている。	-	-
22	リン酸トリス (1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)			
	使用禁止	①「子供 (12歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
23	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)			
	使用禁止	①「子供 (12歳以下) 向け製品」および「繊維等で覆われた家庭用家具」に使用されている。 ②管理区分以外のすべての用途。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
24	多環芳香族炭化水素 (PAH) <sup>19</sup>			
	使用禁止	①人の皮膚または口腔に、直接長時間接触するあるいは短期時間繰り返して接触するプラスチックまたはゴム部品に使用されている。	対象PAHそれぞれが1ppm未満の含有であること。	即時
25	赤リン			
	使用禁止	①樹脂またはゴム中に使用されている。	意図的に添加せず、かつ1000ppm以下の含有であること。	即時
26	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
26	リン酸イソプロピルフェニル (PIP(3:1))			
	管理	①潤滑油またはグリスに使用されている。 ②再生プラスチックの製造工程で新規PIP(3:1)の追加はなく、リサイクル由来のPIP(3:1)のみを含有するプラスチックまたはそれを使用した製品に使用されている。 ③上記①～②以外の米国TSCA第6条PBT物質で定められた適用除外用途に使用されており、採用部門の許可を得ている。	-	-

<sup>19</sup> CAS RN® が次のものが対象です。50-32-8、192-97-2、56-55-3、218-01-9、205-99-2、205-82-3、207-08-9、53-70-3

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
27	ペルクロロブタ-1,3-ジエン (HCBD)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①塩素系溶剤の製造における副生成物としてのHCBDの非意図的な生成として含有している。	-	-
28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール (2,4,6-TTBP)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	意図的に添加しないこと。	即時
	管理	①成形品中に使用されている。	-	-
29	4,4'-プロパン-2,2-ジイルジフェノール (ビスフェノールA)			
	使用禁止	①感熱紙中に使用されている。	0.02wt%未満の含有であること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のもの。	-	-
30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン (ビスフェノールS)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	0.02wt%未満の含有であること。	即時
	管理	①感熱紙以外の用途に使用されている ②感熱紙用途において、仕向地限定の製品に採用されるものであり、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている。	-	-
31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	成形品質量中または混合物中において1ppm (0.0001%) 以下の含有であること。	即時
	管理	①偏光板中のトリアセチルセルロース (TAC) フィルムに使用されていて、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている。 ②自動車用の部品に使用されていて、Dynabookの採用決定部門の許可を得ている。	-	-

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
32	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩およびPFHxA関連物質			
	使用禁止	①下記用途で使用されている。 (a) 繊維 (b) 皮革、毛皮製品	下記 (1)及び (2)を満たすこと。 (1) PFHxAとその塩の場合、PFHxAとその塩の合計で、0.0000025%(25 ppb) 未満であること。 (2) PFHxA関連物質の場合、PFHxA関連物質の合計で、0.0001%(1000pb) 未満であること。	即時
	管理	①“使用禁止区分”以外のものに使用。	-	-
33	MOAH (1個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	包装材 <sup>20</sup> 及び印刷物 <sup>21</sup> を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること。	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物。 (a) フランスへの納品ではない。 (b) フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材。 (a) フランスへの納品ではない。 (b) フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	

<sup>20</sup> 包装材は、物品の輸送、保護、封じ込めの為に使用され、原則として物品を使用し始めると同時に不要となるものです。包装材への印刷、包装材に貼付される印刷ラベル等は、包装材に含まれます。

[包装材の例]ダンボール紙、ポリ袋、緩衝材、保護用フィルム、粘着テープ、ステーブル、荷締め用のバンド、及びそれらへのラベル、塗料、インキ。

<sup>21</sup> Dynabook製品に使用または同梱されない印刷物（納入・納品伝票、検査成績書など）は対象外です。Dynabook製品自体への直接の印刷（ロゴなど）は、当項の印刷物には含まれません。

No.	物質(群)名	用途	基準 (値)	全廃時期
34	MOAH (3個以上7個以下の芳香族環で構成される鉱物油芳香族炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	包装材 <sup>20</sup> 及び印刷物 <sup>21</sup> を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること。	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物。 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材。 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	
35	MOSH (16個以上35個以下の炭素原子で構成される鉱物油飽和炭化水素類)			
	使用禁止	①“管理区分”以外のすべての用途。	包装材 <sup>34</sup> 及び印刷物 <sup>35</sup> を対象にインク中合計で0.1%以下の含有であること。	即時
	管理	①以下のすべての条件を満たす包装材及び印刷物。 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外の仕向地限定の製品に採用されるものであり、採用部門の許可を得ている。	-	-
②以下のすべての条件を満たす部品・材料の包装材。 (a)フランスへの納品ではない。 (b)フランス以外のDynabookの拠点で廃棄されることが明らか。		-	-	

3) 使用禁止候補物質

表 2-2-3. 使用禁止候補物質の基準 (値)

No.	物質 (群) 名	用途	基準 (値)	全廃時期
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	①すべての用途。	意図的に添加していないこと。	法規制等の動向を踏まえて今後使用禁止に設定。 <sup>22</sup>
2	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)			
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)			
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21PFCA) とその塩およびC15-C21PFCA関連物質			
5	chemSHERPA最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
6	上記No.5以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)			
7	ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く) <sup>23</sup>		意図的に添加していないこと。	

<sup>22</sup> 法規制等が確定されるタイミングによっては、Dynabook使用禁止物質に設定から納入禁止日までに猶予期間を設けることができないことがあります。含有している場合は代替化を推進してください。本書の第1章「4.Dynabook化学物質管理区分」をご参照ください。

<sup>23</sup> ビスフェノールA、ビスフェノールS は、条件付使用禁止物質 (表 2-1-2 及び 表 2-2-2-2 の No.29、30) です。

表 2-2-4. 包装材料／部品に関する重金属（カドミウム・鉛・水銀・六価クロム）含有基準

区分	用途	基準（値）	全廃時期
使用禁止	①製品包装用材料・部品。（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど） ②サービス部品用包装材料。（段ボール、袋、緩衝材、シート、テープ、ステープル、結束バンド、ラベル、クッション、塗装、インクなど）	包装を構成する材料、インク、塗料毎に、合計 100ppm以下の含有であること。	即時
管理	①部品、材料納入時に使用する包装材料／部品。	-	-

### 3. 主な参照法令一覧

#### 全面的使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	主な参照法令等
RoHS関連化学物質	1	六価クロム化合物	EU RoHS 指令、 EU REACH規則 附属書XVII
	2	ポリ臭化ビフェニル類（PBB類）	EU RoHS 指令、 EU REACH 規則 附属書XVII
	3	ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE類）	EU RoHS 指令、化審法、 EU REACH 規則 附属書XVII、 米国 TSCA, EUPOPs規則附属書I
その他	4	トリブチルスズ=オキシド（TBTO）	化審法
	5	三置換有機スズ化合物	化審法、 EU REACH規則 附属書XVII
	6	ポリ塩化ビフェニル類（PCB類）および 特定代替物質	化審法、 EU POPs規則 附属書I
	7	ポリ塩化ナフタレン	化審法、 EU POPs規則 附属書I
	8	短鎖塩素化パラフィン（SCCP）（炭素数10～13）	EU POPs規則 附属書I
	9	アスベスト類	安衛法、 EU REACH規則 附属書XVII
	10	ポリ塩化ターフェニル類（PCT類）	EU REACH規則 附属書XVII
	11	2-（2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4,6-ジ- tert-ブチルフェノール	化審法
	12	ヘキサブロモシクロドデカン（HBCDD）	化審法、EU POPs規則
	13	塩化コバルト	（EU REACH規則） <sup>24</sup>
	14	ジメチルフマレート	EU REACH規則 附属書XVII
	15	アルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	（EU REACH規則）
	16	ジルコニアアルミノ珪酸塩,耐火セラミック繊維	（EU REACH規則）
	17	ジブチルスズ化合物（DBT）	EU REACH 附属書XVII
	18	ペンタクロロベンゼンチオール（PCTP）	米国 TSCA
	19	炭素数が9から14のパーフルオロカルボン酸（C9- C14PFCAs）とその塩およびC9-C14PFCA関連物質	EU REACH 規則 附属書XVII
	20	ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩 およびPFHxS関連物質	スイス化学品法、POPs条約
	21	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とその塩 およびPFOS関連物質	EU POPs 規則（ドラフト）化審 法、カナダ環境保護法
	22	デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異 性体	EU POPs 規則（ドラフト）
	23	オゾン層破壊物質	モントリオール議定書、 米国フロン税、EU オゾン層破壊 物質規則（2024/590）

<sup>24</sup> EU REACH 規則の認可対象SVHC としてリストされているという意味。

条件付使用禁止物質

区分	No.	物質（群）名	主な参照法令等
RoHS関連化学物質	1	カドミウム/カドミウム化合物	EU RoHS 指令、EU REACH 規則 附属書XVII
	2	鉛/鉛化合物	EU RoHS 指令、EU REACH 規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法（CPSIA）
	3	水銀/水銀化合物	EU RoHS 指令、EU REACH 規則 附属書XVII
	4	フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）（DEHP）、フタル酸ジ ブチル（DBP）、フタル酸ブチルベンジル（BBP）、フタ ル酸ジイソブチル（DIBP）	EU RoHS 指令（欧州委員会委任指令2015/863）、 EU REACH 規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法（CPSIA）
その他	5	ベリリウム及びその化合物	<Dynabook独自規制>
	6	アゾ染料・顔料	EU REACH 規則 附属書XVII
	7	ポリ塩化ビニル（PVC） およびそのコポリマー	<Dynabook独自規制>
	8	RoHS関連のフタル酸エステル類4物質以外のフタル酸エス テル類	EU REACH 規則 附属書XVII、 米国消費者製品安全改善法（CPSIA）
	9	放射性物質	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
	10	フッ素系温室効果ガス（PFC,SF6,HFC）	EU Fガス規則（2024/573）
	11	ホルムアルデヒド	ドイツ化学品禁止規則、デンマークホルムアルデヒド規制
	12	過塩素酸塩	米国加州過塩素酸塩管理規則
	13	ニッケル及びその化合物	EU REACH 規則 附属書XVII
	14	ヒ素及びその化合物	（EU REACH 規則）
	15	ホウ酸	（EU REACH 規則）
	16	四ホウ酸二ナトリウム無水物、四ホウ酸二ナトリウム水和 物	（EU REACH 規則）
	17	ジオクチルスズ化合物（DOT）	EU REACH 規則 附属書XVII
	18	パーフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩およびPFOA関 連物質	EU POPs規則
	19	塩素系難燃剤	<Dynabook独自規制>
	20	ハロゲン化合物（ハロゲン系難燃剤等）	規則(EU) 2019/2021（電子ディスプレイ）、 米国ワシントン州法
	21	リン酸トリス（2-クロロエチル）（TCEP）	米国バーモント州Act85、米国DC.Law21-108/2016 （EU REACH規則）
	22	リン酸トリス（1-メチル2-クロロエチル（TCPP）	米国バーモント州Act85
	23	リン酸トリス（1,3-ジクロロ-2-プロピル）（TDCPP）	米国バーモント州Act85、米国DC.Law21-108/2016
	24	多環芳香族炭化水素（PAH）	EU REACH 規則 附属書XVII
	25	赤リン	<Dynabook独自規制>
	26	リン酸イソプロピルフェニル（PIP(3:1)）	米国TSCA
	27	ペルクロロブタ-1,3-ジエン（HCBd）	米国TSCA
	28	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール（2,4,6-TTBP）	米国TSCA
	29	4,4'-プロパン-2,2'-ジイルジフェノール（ビスフェノールA）	EU REACH規則 附属書XVII、 スイス化学品法、米国コネチカット州法
	30	ビス(4-ヒドロキシフェニル)スルホン（ビスフェノールS）	スイス化学品法
	31	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6- ジ-tert-ベンチルフェノール（UV-328）	EU POPs規則（ドラフト）
	32	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその 塩およびPFHxA関連物質	EU REACH 規則 附属書XVII（ドラフト）
	33	MOAH（1個以上7個以下の芳香族環で構成 される鉱物由来芳香族炭化水素類）	フランス国内法
	34	MOAH（3個以上7個以下の芳香族環で構成 される鉱物由来芳香族炭化水素類）	フランス国内法
	35	MOSH（16個以上35個以下の炭素原子で構 成される鉱物由来飽和炭化水素類）	フランス国内法

使用禁止候補物質

No.	物質（群）名	主な参照法令等
1	1,2-ビス(2,3,4,5,6-ペンタブロモフェニル)エタン (DBDPE)	カナダ環境保護法
2	テトラブロモビスフェノールA (TBBPA)	EU RoHS 指令
3	中鎖塩素化パラフィン (MCCPs、C14-17、塩素化率45wt%以上)	EU RoHS 指令
4	炭素数が15から21のパーフルオロカルボン酸 (C15-C21PFCA) とその塩およびC15-C21PFCA 関連物質	POPs条約、カナダ環境保護法
5	chemSHERPA 最新版の管理対象物質に指定されているペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	米国特定州 包装材有害物質規則
6	上記No.5以外のペルフルオロアルキル物質およびポリフルオロアルキル物質 (PFAS)	
7	ビスフェノール類 (ビスフェノールA、ビスフェノールSは除く)	欧州、米国・カナダの法規制

部品・材料含有化学物質管理基準書



Dynabook株式会社

発行： 2025年6月(初版)